

介護職員等処遇改善加算の「見える化要件」について

令和8年1月1日

株式会社ウイッシュ

介護職員等処遇改善加算の「見える化要件」について

令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定におきまして、福祉・介護職員等の更なる処遇改善として、「介護職員等処遇改善加算」（以下処遇改善加算）が創設され、当法人においても算定を行っております。尚、当該加算算定においては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の処遇改善加算のⅠ～Ⅲまでを取得していること。
2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。
3. 処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページの掲載等を通じた見える化を行っていること。

上記の「見える化要件」に基づいた当法人の取組みは以下の通りです。

■処遇改善加算対象事業

訪問介護、居宅介護、共同生活援助、短期入所、行動援護、同行援護

■加算の取得状況

福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ

■職場環境等要件の実施する取組み

◇入職促進に向けた取組み

法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化／事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築／職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施

◇資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等／研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

◇両立支援・多様な働き方の推進

子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実／職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや職員の希望に即した非正規職員から正規職員への

転換の制度等の整備

◇腰痛を含む心身の健康管理

業務やメンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実／短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施／事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

◇生産性向上のための業務改善の取り組み

現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している／業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている／介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入／業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。

◇やりがい・働きがいの醸成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善／利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供／ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

以上